

# 銃砲刀剣類の一時保管等の措置と海上保安官による 対応について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 海上保安大学校 公開日: 2024-04-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒岩, 真一 メールアドレス: 所属: 海上保安大学校
URL	<a href="https://doi.org/10.15053/0002000080">https://doi.org/10.15053/0002000080</a>

【研究ノート】

銃砲刀剣類等の一時保管等の措置と  
海上保安官による対応について

Temporarily take custody of firearm and swords,  
and Coast Guard Officer's response

黒 岩 真 一

【研究ノート】

銃砲刀剣類等の一時保管等の措置と  
海上保安官による対応について

黒岩 真一

目次

1. はじめに
2. 銃刀法第 24 条の 2 第 1 項について
3. 銃刀法第 24 条の 2 第 2 項について
4. 銃刀法第 24 条の 2 に関する判例について
5. おわりに

1. はじめに

銃砲刀剣類等については、その使用方法によっては他人の生命、身体若しくは財産又は公共の安全を害すおそれがあるため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）（以下「銃刀法」という。）等により規制されている。

この銃刀法による規制は、対象となる物の種類毎に、所持、使用、携帯方法等を定めるとともに、都道府県公安委員会が、所持の許可を得た者を対象として、警察職員に立入検査をさせる権限等を付与することにより、これらの規制が適正に運用されているか否か等を確認している。

許認可事務に関連して、当該主管庁の職員等に立入検査等の行政調査権を付与している法律は数多くあるが、銃刀法に定められている行政調査権のうち、銃刀法第 24 条の 2 で規定されている銃砲刀剣類等を携帯し又は運搬していると疑うに足る相当な理由のある者を対象として、警察官が当該物品の開示調査等をする権限については、銃刀法による許可内容が順守されているか等の確認にとどまらず、現場において個人の生命又は身体に

危害を及ぼすおそれがあると認められる状況に用いられる規定であり、更に同条第2項により当該物品を一時保管する規定と共に運用することにより、銃砲刀剣類等による危害を未然に防ぐことができるものとなっている。

この規定の権限は警察官に付与されているものであるが、当該規定の知識を得ておくことは、海上の安全及び治安の確保を図る海上保安官にとっても法執行上有益であると考えられることから、本稿では、銃刀法第24条の2による銃砲刀剣類等の一時保管等に関する警察官の権限について紹介するとともに、海上保安官が銃刀法第24条の2に該当する状況に遭遇した場合、安全を確保するためにはどのような措置をとり得るのかについて若干の検討<sup>1)</sup>をするものである。

## 2. 銃刀法第24条の2第1項について

### (1) 銃刀法第24条の2第1項の概要

銃刀法第24条の2は、昭和35年頃、銃砲刀剣類等による犯罪が増加し社会不安を引き起こしている状況があったことから<sup>2)3)</sup>、飛び出しナイフの所持禁止や銃砲刀剣類等の携帯に関する法整備に加え、警察官が取り締まりをする場合の権限を明確にすること等を目的に、昭和36年4月に「銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案」における新規規定として、第38回国会に提出された。同法案は審査未了のため廃案となったものの、翌年の第40回国会において、東京オリンピック大会の射撃競技用けん銃の所持許可手続等の措置を追加<sup>4)</sup>して再提出され、同国会で可決し、昭和37

---

1) 海上保安官が銃刀法第24条の2に該当する状況に遭遇した場合、安全を確保するために取りうる手段は、そのときの状況に応じて様々な方法が考えられる。本稿では、これら考えられる措置を並列的に紹介する構成としている。

2) 昭和35年当時、国会議員、言論人等に対する刃物を用いたテロ事件が続発していた。日本社会党委員長浅沼稻次郎刺殺事件(昭和35年10月12日)、中央公論社社長宅襲撃事件(昭和36年2月1日)等。

3) 当時、刃物を用いた犯罪や少年の非行の増加が著しいことから、青少年に不必要な刃物類を持ち歩かせない、また持たせないことを目的とした「刃物を持たない運動」が全国で繰り上げられた。乗本正名「刃物を持たない運動」捜査研究第109巻、昭和36年1月、P18、警察庁「刃物を持たない運動の実施結果」警察研究第32巻第8号、昭和36年8月、P139参照。

年 10 月 1 日から施行されたものである。

銃刀法第 24 条の 2 第 1 項は、警察官による行政調査権について「警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる」と規定している。

同項により対象物を提示又は開示させる措置は、強制措置ではなく相手方の任意による同意を前提としたものであり、また、犯罪捜査のために用いてはならないとして運用されている<sup>5)</sup>。同法による提示・開示の要求を拒んだこと等に対する罰則規定は設けられていない。

この権限が相手方の任意を前提としていることについては、当時の国会審議等の中で、「強制力を伴わない権限であるため相手に拒否されたら効果が無いであろう」旨の指摘<sup>6)7)</sup>や、「拒否した者への対応」についての質問があったが、これらの指摘等に対しては、拒否された場合においても当然に任意の範囲内でしか対応できないものの、警察官がこのような者に対してとりうる行動基準を法整備により明確化することによって、一般国民に

4) 銃刀法第 24 条の 2 第 4 項「第 1 項及び第 2 項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な最小の限度において用いるべきであって、いやくもその乱用にわたるようなことがあってはならない。」は、国会の付帯決議「警察官の調査権の行使については、警察官の平素の教養訓練等に遺憾なきを期し、いやくも職権濫用にわたらぬよう厳に注意すること」第 38 回国会・衆議院・地方行政委員会第 37 号（昭和 36 年 5 月 30 日）議事録、を受け追加で規定されている。第 40 回国会・参議院・地方行政委員会第 10 号（昭和 37 年 2 月 27 日）議事録・柏村信雄警察庁長官発言参照。

5) 当時の通達では、運用の留意事項について、「銃砲刀剣類等の一時保管に関する規定は、現場における危害予防のために設けられたものであるから、犯罪捜査を直接の目的としてこの規定による措置をすることはできないこと」、「この規定による調査および一時保管は、相手方の行なう提示、開示または提出の行為を前提とするものであって、警察官に、相手方の意思に反して相手方の所持している物件を開いたり、取り上げたりする権限を認めたものではないこと。ただ警察官が相手方に、物件を開示し、提示しまたは提出することを強く促し、説得して、相手方にそのような行為を強く求めることは任意手段の範囲内であるからできること。」と示している。警察庁「銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律の施行について依命通達（昭和 37 年 9 月 7 日乙保発 13 号警察庁次長）」警察研究第 33 巻第 10 号、昭和 37 年 10 月、P117、第三八(1)、(3)参照。

対してその基準を公表するとともに、警察官がこのような者に協力させる努力をすべきとの責任感を強めさせることを目的としている旨、当時の柏村信雄警察庁長官は答弁している<sup>8)9)</sup>。この答弁から銃刀法第24条の2に関する法改正は、単純に警察官に新たな権限を付与することだけを目的としたものではなく、警察官に対し自らの職責の重要性について再認識を促すことや、一般国民に対し警察官が執る行動基準への理解浸透を促すことにより犯罪につながりかねない行動の抑制を促す効果を期待していたことが伺われる<sup>10)</sup>。

6) 「本法は、…(中略)…刃物取り締まりに効力を発揮し得るかどうか、残念ながら、いなのでございます。本法案に基づく警察官の行動は、法律上は強制力を伴いません。従って、おそらくは、職業的暴力団などはこの法律の性格を大いに活用し、警察官の要求を拒否するでございましょう。」第38回国会・衆議院・本会議第28号(昭和36年4月11日)議事録・松井誠議員発言参照。

7) 「(前略) この開示させるとか、あるいは提示させるというような言葉にいたしましたも、相当程度の強制が加えられることが予想されます。しかもそれはさっきも申しましたように、事実上危険な人間に対してはそう有効とは考えられない。本来の凶悪犯に対しては、拒否されればまいだ。究極的にはそうならざるを得ないと思いますので、取り締まり目的の上から決定的に有効とは考えられない。」第38回国会・衆議院・地方行政委員会第36号(昭和36年5月29日)議事録・吉川経夫参考人(法政大学助教授)発言参照。

8) 「相手の意思によって提示させる、それから疑わしい者については開示をさせるということは基本的にはあくまでも任意でございしますが、本人をできるだけそういうふうに住向けて協力させるという努力を警察官はすべきものである。これはできるということでありまして、一つの権利規定のようでございますが、権利であると同時に警察官はそういうものをみすみす見のがしてはならないという責任感を強くさせるという趣旨を含んでおるわけでございます。」第38回国会・衆議院・地方行政委員会第29号(昭和36年5月12日)議事録・柏村信雄警察庁長官発言参照。

9) 「これ(銃刀法第24条の2改正案を指す)は一時保管を除きましては、事実上警察法2条によります警察官の責務として当然行なわなければならない、また、行なう権限のあるものであるというふうには、私どもは理解をいたしておるわけでございます。しかしながら、そういう警察法に基づく警察官の責務を遂行するについての行動の基準というものが明らかに示されておることが、警察官の責任感を強める、また自信をもって必要な行為は行ない得る、それからまた、一般の人にとっても、警察官のここの行動が認められるということに対して受忍の義務が当然出てくるわけでございまして、やはり丁寧に法律をもってそういう基準を示しておくことが適当であろうというふうに考えるわけでございます。」第40回国会・参議院・地方行政委員会第10号(昭和37年2月27日)・柏村信雄警察庁長官発言参照。

10) 法改正以外にも社会全体の風潮を意識し、「刃物を持たない運動」(脚注<sup>3)</sup>参照)等を広く展開させていた。

## (2) 海上保安官が対応する場合

銃刀法第24条の2第1項のような状況に海上保安官が遭遇した場合、安全を確保するためには、どのような措置を取り得るのであろうか。

第一に、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第18条第1項第6号の要件に合致している場合、「海上における人の生命若しくは身体に対する危険を及ぼすおそれがある行為を制止すること」が考えられる。ただし、海上保安庁法第18条第1項第6号の要件は、「海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合」、「人の生命若しくは身体に危険が及び」、「かつ、急を要するとき」という要件を全て満たす必要があり、銃刀法第24条の2第1項の状況よりもさらに緊急性が高く、犯罪発生の危険性が切迫した状況での発動になる。

第二に、海上保安庁法第17条による職務質問に付随する所持品検査<sup>11)</sup>により、相手方から提示・開示についての任意の同意を求めていくことが考えられる。この場合の対応としては、銃刀法第24条の2第1項を意識し、海上保安官もその対象物により他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認できるまで、粘り強く対応していくことが必要であろう。

第三に、海上保安庁法第15条の規定により、海上保安官が銃刀法第24条の2第1項により付与されている警察官の権限を代わって行使することも考えられる。

海上保安庁法第15条は、「海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の励行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上

11) 最判昭和53年6月20日刑集32巻4号670頁。最高裁判例により、警察官による所持品検査は、「所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条第1項を指す）による職務質問に付随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である」と位置づけられている。警察官職務執行法第2条第1項の海上保安官への適用は、海上保安庁法第28条の2第2項により準用される「遠方離島における陸上犯罪への対処」に限られている。一方、海上保安官には、海上保安庁法第17条による職務質問権が付与されているため、海上保安官が行う所持品検査は、警察官の場合と同様に、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、海上保安庁法第17条による職務質問に付随してこれを行うことができる場合がある、と解することが妥当であろう。

保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の励行に関する事務に関し行政官庁の制定する規則の適用を受けるものとする。」と規定している。

同条による「法令の励行に関する事務」の範囲については、各々の法令のうち「その法令の励行という範囲に限り」<sup>12)</sup>、海上保安官が当該官吏と同様の権限を行使できることになる。

銃刀法第 24 条の 2 第 1 項による警察官の権限をみると、同権限を発動するための要件は限定されているものの、相手方に対し対象物の提示又は開示を求めることにより、銃刀法等の法令で課されている義務に違背が無いかなどを確認することを目的としている。この権限は、一定の要件を満たすときは誰に対してでも行使できる権限であり、銃刀法による許認可事務の深い内容にまで踏み込んで調査するものではなく法令の励行に関する範囲に限られることから、海上保安庁法第 15 条により海上保安官がみなし規定により銃刀法第 24 条第 1 項の権限を行使することが可能であると考えられる<sup>13)</sup>。

ただし、銃刀法第 24 条の 2 第 1 項には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）による立入検査権限等とは異なり、法令の励行事務を拒否した場合等における間接強制による罰則規定が無いため、先述した海上保安庁法第 17 条による職務質問に付随する所持品検査よりも、相手方の協力を得やすいという効果が期待できるわけではなく、また、銃刀法第 24 条の 2 第 3 項、第 24 条第 2 項<sup>14)</sup>及び第 24 条第 3 項の規定により、相手方に対し提示・開示を求める場合、「その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない」とされていることに注意が必要<sup>15)</sup>であることから、第三の場合

<sup>12)</sup> 井馬栄「海上保安庁法解説」海上保安庁法解説刊行会、昭和 47 年、67-68 頁参照。

<sup>13)</sup> 銃刀法第 10 条の 6 及び第 13 条に、都道府県公安委員会が、警察職員に質問・検査等をさせる権限が規定されているが、これらの権限は警察職員個人に与えられた権限ではなく、都道府県公安委員会に与えられた権限であり、かつ、銃刀法許可の内容が適正に運営されているかについて踏み込んで調査されるものであるため、海上保安庁法第 15 条の適用には馴染まない。

<sup>14)</sup> 銃刀法第 24 条第 2 項（銃刀法上の許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求めること）の権限を行使するため、海上保安庁法第 15 条の規定を適用することは、銃刀法第 24 条の 2 第 1 項の場合と同様の理由により可能であると考えられる。

による方法より、第二の場合による方法の方が柔軟に対応できるであろう。

これらの措置により、正当な理由なく刃物の長さが 6 センチメートルをこえる刃物を携帯している場合（銃刀法第 22 条違反）、正当な理由なく刃物を隠して携帯している場合（軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）第 1 条第 2 号違反<sup>16)</sup>）又は各都道府県の迷惑防止条例<sup>17)</sup>に違反する場合等は、刑事手続により対応することになる。

### 3. 銃刀法第 24 条の 2 第 2 項について

#### (1) 銃刀法第 24 条の 2 第 2 項の概要

銃刀法第 24 条の 2 第 2 項は、警察官による銃砲刀剣類等の一時保管について、「警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができる」と規定している。

同項による一時保管は、第 24 条の 2 第 1 項の場合と同様に、強制措置ではなく相手方の任意による同意を前提としたもの<sup>18)</sup>であり、一時保管した

<sup>15)</sup> 海上保安庁法第 17 条による立入検査又は職務質問をするときは、海上保安庁法第 17 条第 2 項により制服を着用するか又は身分を示す証票を携帯することとされ、制服を着用していれば必ずしも証票は必要とされていない。一方、銃刀法第 24 条第 2 項及び銃刀法第 24 条の 2 第 1 項の提示・開示を求める場合、海上保安庁法第 17 条による場合のように制服の着用だけでは許されない。また、身分証の提示についても、相手から求められたときだけ提示するのではなく、こちらから提示しなければならないことに注意が必要となる。

<sup>16)</sup> 軽犯罪法の法定刑は拘留又は科料である。よって、次の点に留意が必要となる。逮捕状の発付は、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合に限られる（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 199 条）。また、現行犯逮捕については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃走するおそれがある場合に限られる（刑事訴訟法第 217 条）。加えて、緊急逮捕はできない（刑事訴訟法第 210 条）。

<sup>17)</sup> 迷惑防止条例の例としては、京都府迷惑行為等防止条例（平成 13 年 3 月 30 日京都府条例第 17 号）がある。同条例第 2 条第 2 項では、「何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由なく、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用されるような物を、公衆に不安を覚えさせるような仕方でも携帯してはならない。」と規定している。

警察官は、提出した者に「銃砲刀剣類等一時保管書」を交付する<sup>19)</sup>とともに、速やかに一時保管した場所を管轄する警察署長に対象物を引き継ぐ<sup>20)</sup>こととされている。引継ぎを受けた警察署長は、警察官が一時保管を始め日から5日以内に当該銃砲刀剣類等を本人に返還する（本人に返還することが危害防止のため不相当である場合、親族等に返還する）とされている<sup>21)</sup>。

また、同項による一時保管は行政手続であり、刑事手続を進める必要が生じた場合には、同項による一時保管の手続を解き刑事手続に移ることとされている<sup>22)</sup>。

## (2) 海上保安官が対応する場合

海上保安官の場合、危険が生じるおそれがある物を一時保管できる権限として、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）による国際航海船舶又は国際港湾施設に対する危険を防止するための措置（同法第45条第4項第3号）があるが、同権限は船舶に搭載されている積荷を危害防止のために一時保管することを想定しているものであり、銃刀法第24条の2第2項が想定している個人が銃砲刀剣類等を携帯又は運搬している状況と大きく異なるものである。

海上保安官が他人の所有物を一時保管できるような権限は他に無いため、海上保安官が、銃刀法第24条の2第2項「銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、

---

18) 脚注5) 参照。

19) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第105条第1項参照。

20) 銃刀法第24条の2第5項参照。

21) 銃刀法第24条の2第6項参照。

22) 当時の通達では、運用の留意事項として「一時保管は、行政手続であって刑事手続とは異なるものであるから、一時保管に係る銃砲刀剣類等について刑事手続を進める必要が生じた場合においては、当該物件についての一時保管の手続を解き、刑事訴訟法の規定に基づいて、当該物件を措置すること」警察庁「銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律の施行について依命通達（昭和37年9月7日乙保発13号警察庁次長）」警察研究第33巻第10号、昭和37年10月、P117、第三、八(6)と示している。

その危害を防止するため必要があるとき」という状況に遭遇した場合、安全を確保するためにどのような措置を取り得るであろうか。

第一に、2.(2)「第一」での措置と同様に、銃刀法第24条の2第2項の状況よりも、緊急性が高く、犯罪発生の危険性が切迫した状況に至れば、海上保安庁法第18条第1項第6号の措置をとることができるであろう。

第二に、海上保安庁法の任務規定「海上保安庁は、…(中略)…海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする(第2条)」に基づき、海上保安官が相手の同意を得たうえで、これを一時保管することも一案であろう。このような形で一時保管することについては、銃刀法改正当時の国会審議の中で、「警察法2条の警察の責務からほんとうに必要があったときに任意にこれを預かるということは、それまで違法であるというふうには考えていない」旨の答弁<sup>23)</sup><sup>24)</sup>がある。

一方で、後日、任意性に疑問を持たれた場合、相手方から任意の同意を得たことを証明するには、その時の状況や、海上保安官による同意の取得方法及び相手の心証の変化にまで踏み込んで検討される可能性もあり、任意性に問題が無かったと「必ず」証明することは難しいケースもありうるため注意が必要である<sup>25)</sup>。

とはいえ、相手の挙動等から一時保管の措置をどうしても取らざるを得ない場合は、そこに至る状況を記録したり、相手方に一時保管に関する承諾書を作成してもらうことによる対応が必要であろう<sup>26)</sup>。

23) 「〔警職法の規定で一時保管の措置ができないのか〕という趣旨の質問に対し) 現行警職法の規定に直接にはございませんけれども、警察法並びに警職法の精神から申しまして、全く任意に預かるということは、これは警職法の規定からくるのではなくて、警察法2条の警察の責務からほんとうに必要があったときに任意にこれを預かるということは、それまで違法であるというふうには考えておらないわけでございます(後略)」第38回国会・衆議院・地方行政委員会第34号(昭和36年5月25日) 柏村信雄警察庁長官発言参照。

24) 「酔っぱらってあぶない刃物などを持っておるといふ場合においては、(銃刀法改正が成立していない状況において) 事実上一時保管するといふような措置をとっておるのが通例でございます。今回改正をお願いいたしております銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正法案におきましては、そういうことを明文をもってはっきりいたしたいと考えておるのであります。」第38回国会・衆議院・地方行政委員会第31号(昭和36年5月18日) 柏村信雄警察庁長官発言参照。

また、現場の状況に時間的余裕があるのであれば、警察官による一時保管の措置を講じてもらうことを念頭に、警察官に現場臨場を依頼することも一案である。

#### 4. 銃刀法第24条の2に関する判例について

銃刀法第24条の2に関する国会審議の中で、当時の柏村信雄警察庁長官は、当該規定を新たに制定することにより「警察官はそういうもの（銃刀法第24条の2に該当する状況）をみすみす見のがしてはならないという責任感を強くさせるという趣旨を含んで」いる旨答弁<sup>25)</sup>しているが、銃刀法第24条の2に該当する状況において警察官が責務を果たすことの重要性がよくわかる最高裁判例がある。

この判例<sup>26)</sup>は、酒に酔って飲食店で飛び出しナイフを見せて「馬鹿野郎」とか「刺されたいか」などと怒鳴り、客等を脅かしていたとして警察署に連れてこられた者の引渡しを受けた警察官が、同人に対しナイフの所持目的と飲食店での行動について質問したものの、同人は相当酩酊していてその行動を明確に記憶してなく、かつ、その供述態度も反抗的であって必ずしも信用できるものでなかったにもかかわらず、同人を連れてきた者から同人の飲食店での行動を確認することも無く、逮捕、保護又は引取りを手配し、ナイフを領置、（銃刀法第24条の2による）保管したりする必要はないと考え、同人にナイフを持たせたまま帰宅させた行為が違法とされた事例である。その後、同人は近くの飲食店に立ち寄り、そこで居合わせた

---

25) 「さらに一時保管につきましては、現行の法制上（銃刀法改正前）は、全く任意で提出するというような場合はともかくも、ある程度心理的に影響を与えて保管するというようなことは、現行法上は許されないのでございますので、保管されることによつて気持ち落ちつき、犯罪に至らないで済むというようなことも非常に可能性が大きいわけでございますので、新たに保管の規定というものを設けることにしたいという趣旨でございます。」第40回国会・参議院・地方行政委員会第10号（昭和37年2月27日）柏村信雄警察庁長官発言参照。

26) 海上保安官が相手から任意の同意を得たうえで一時保管の措置をとった後、相手がその返還を求めた場合、海上保安官には銃刀法第24条の2第2項の適用が無いため返還に応じる必要がある。

27) 脚注<sup>8)</sup>参照。

28) 最判昭和57年1月19日民集36巻1号19頁。

者に対し、トラブルの末、持っていたナイフで切りつけ、左目失明等の重傷を負わせている。

判決では、同人のナイフの携帯は銃刀法第22条の規定により禁止されている行為であることが明らかであり、かつ、飲食店での行動が脅迫罪にも該当するような危険なものであったことから、警察官としては、飲酒酩酊した同人の弁解をうのみにすることなく、連れてきた者に対し質問する等して飲食店等での行動を調べるべきであったと、警察官のとるべきであった行動を指摘した。そのうえで、警察官がこのような措置をとっておけば、同人の異常な挙動等を容易に知ることができたはずであり、これらの事情から合理的に判断すると、ナイフを携帯させたまま帰宅することを許せば、帰宅途中にナイフで他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが著しい状況にあったというべきであるから、同人に帰宅を許す以上少なくとも銃刀法第24条の2第2項の規定により本件ナイフを提出させて一時保管の措置をとるべき義務があったものと解するのが相当であって、警察官がかかる措置をとらなかったことは、その職務上の義務に違背し違法であるというほかないと、警察官の権限不行使を違法と判断したものである。

海上保安庁は、海上保安庁法第2条により「海上における犯罪の予防及び鎮圧」、「海上における犯人の捜査及び逮捕」等の事務を行うことにより、「海上の安全及び治安の確保を図ること」を任務としているため、海上保安官がこの判例のような状況に遭遇した場合、銃刀法第24条の2第2項の適用はないものの、その状況を放置することなく何らかの対応をとることが求められる。このような場合、①犯罪があると思料できる状況であれば初動捜査の一環として対象物を領置する等し、②犯罪があるとまで思料できないのであれば、3.(2)で検討したように、相手方から任意の同意をとり一時保管する又は警察官に一時保管措置を依頼する等の対応が必要になるであろう。

## 5. おわりに

ここまで銃刀法第24条の2について紹介するとともに、海上保安官がそのような状況に遭遇した場合、安全を確保するために取りうる措置につい

て若干の検討をしてきた。銃刀法第 24 条の 2 による一時保管等の措置がとられた件数は、統計資料等がないため正確な数値は不明であるが、銃刀法第 24 条の 2 のような状況があった場合、そのほとんどは銃刀法第 22 条違反（正当な理由なく刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物を携帯している場合）、軽犯罪法第 1 条第 2 号違反（正当な理由なく刃物を隠して携帯している場合）又は銃刀法の許可を受けている者であれば銃刀法第 11 条第 8 項による措置（銃刀法許可の取消しに伴う仮領置）等により事案が処理され、銃刀法第 24 条の 2 第 2 項による一時保管の措置に至る件数は、そこまで多くはないものと推察される。

銃刀法第 24 条の 2 の規定は、海上保安官にとって馴染みが薄い条文であり、その取扱件数はそこまで多くないものと推察されるものの、当該条文に関連する知識を得ることにより、①刃物を持っていると思料される者に対するときに必要となる関係法令の知識、②海上保安庁法第 18 条による即時強制を発動させる場面の理解、③職務質問・所持品検査における許容範囲の理解、④海上保安官に求められる責務への理解等、多くのものを得ることができるため、特に若手海上保安官の法執行能力向上にとって良い題材となるであろう。

最後に、本稿は私見であり、筆者が所属する組織の見解を代表するものではない。